

道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続に関する意見書

昨年4月に発生した「平成28年熊本地震」では、震度7の地震が立て続けに2度も襲い、本県に未曾有の被害をもたらした。

特に、今回の震災では県内の道路網が遮断され、救援物資の輸送の遅れや一般道路に慢性的な渋滞が発生するなど、産業活動から日常生活まで広範囲に影響が及び、道路の必要性を改めて認識させられた。

道路は国民生活の経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、その整備は熊本の復旧・復興はもとより、全国の防災・減災に寄与するものである。

現在、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「道路財特法」という。)の規定により、地域高規格道路事業や交付金事業の補助率等がかさ上げされているが、この特別措置は平成29年度までの時限措置となっており、このままでは、地方創生に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に特別措置が終了し、補助率等が低減することとなり、自主財源に乏しい地方自治体にとっては死活問題になりかねない。

さらに本県は、熊本地震からの復旧・復興に向け、被災者の生活再建や経済の再生などに総力を挙げて取り組んでいる状況であり、その影響はより大きなものになる。

地方創生及び地震からの復旧・復興の取り組みが進まなければ、本県の地域づくりに影響を及ぼし、とりわけ被災地域の活力の低下を招くことが危惧される。

よって、国におかれては、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も引き続き、現行制度を継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月29日

熊 本 県 議 会 議 長 岩 下 栄 一

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
国 土 交 通 大 臣	石 井 啓 一 様